

5月31日の政府の「第6回令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部」において、液状化対策が課題となっている『新潟県』・『富山県』で実施する独自の液状化対策事業に要する費用に対し、特別交付税措置（措置率0.8）を講ずる方針が打ち出されたことを受け、宅地の復旧を支援する制度を創設し、被災者の生活再建を後押しする。

1 事業概要

<p>補助対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●対象宅地 令和6年能登半島地震により液状化被害を受けた土地であって、その際に住宅の用に供されており、当該住宅が準半壊以上の罹災証明を受けたもの ※液状化により相応の被害が認められる場合は一部損壊の住宅のあった土地においても対象となる場合あり ●対象工事 <ul style="list-style-type: none"> ①復旧：被災宅地の原形復旧を基本とした工事（擁壁、地盤の復旧等） ②地盤改良：沈下防止対策のための住宅建屋下の地盤改良工事 ③傾斜修復：基礎の沈下・傾斜を修復する工事 <p>※着手済・完了済の工事であっても遡及対象とする予定</p>												
<p>補助率・補助上限額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●補助率 最大 2 / 3 ●補助上限額 766万6千円 <p>※補助対象工事費上限：1,200万円 ただし、補助対象は工事費から50万円を控除する。 ※既存の被災住宅支援制度等を活用している場合は、当該活用額も控除する。</p>	<p>← 1,200万円（各種支援金の補助対象工事費） →</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">既存の被災住宅支援制度等を活用していない場合</td> <td>本制度による支援 (2/3) 766.6万円</td> <td>所有者 (1/3) 383.4万円</td> <td>所有者 50万円</td> </tr> <tr> <td>負担内訳 (1/3) 新潟県 (1/3) 新潟市</td> <td colspan="2">応急修理などの少額工事相当を控除</td> </tr> <tr> <td>既存の被災住宅支援制度等を活用している場合の計算イメージ</td> <td>本制度による支援</td> <td>既存制度による支援</td> <td>所有者 所有者</td> </tr> </table>	既存の被災住宅支援制度等を活用していない場合	本制度による支援 (2/3) 766.6万円	所有者 (1/3) 383.4万円	所有者 50万円	負担内訳 (1/3) 新潟県 (1/3) 新潟市	応急修理などの少額工事相当を控除		既存の被災住宅支援制度等を活用している場合の計算イメージ	本制度による支援	既存制度による支援	所有者 所有者
既存の被災住宅支援制度等を活用していない場合	本制度による支援 (2/3) 766.6万円	所有者 (1/3) 383.4万円		所有者 50万円									
	負担内訳 (1/3) 新潟県 (1/3) 新潟市	応急修理などの少額工事相当を控除											
既存の被災住宅支援制度等を活用している場合の計算イメージ	本制度による支援	既存制度による支援	所有者 所有者										


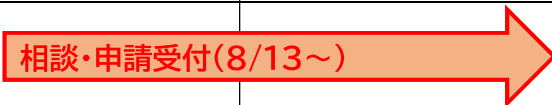

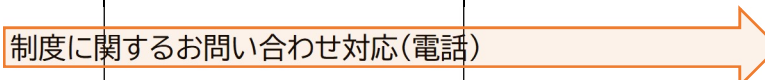
2 予算額

1,250,000千円（県補助金：670,000千円 一般財源：580,000千円）

3 今後の進め方

●今後のスケジュール

- ・市民説明会(黒埼・西新潟・曾野木)を開催し、広く周知。
- ・8月13日から申請受付を開始。専用相談窓口を設け、個別相談・申請に対応。

工程	概要	7月	8月	9月～
市民説明会 (予定)	① 8/11(黒埼市民会館) ② 8/12(西新潟市民会館) ③ 8/21(曾野木地区公民館)	【市報(7/21号):市民説明会の御案内】 ●説明会申込受付(開始日調整中)	 市民説明会	
相談・申請受付	(専門相談 窓口) ・西区健康センター ・古町ルフル 等			
広報等	・市報、ホームページ等 ・制度に関するお問い合わせ対応(電話)		 	

●庁内推進体制

- ・全庁的な体制の整備により、休日を含めた相談・受付体制を構築